

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

南砺市は富山県南西部に位置し、平成16年11月1日に4町4村（福野町、福光町、城端町、井波町、井口村、利賀村、平村、上平村）が合併して誕生した都市である。合併当初は5万9千人余りの人口があったが、令和7年3月には4万5千人余りとなり約25%減少している。今後も減少傾向は続くものと見込んでおり、南砺市では「南砺市人口ビジョン」を策定し、2060年の目標人口を約3万人と設定し、様々な事業に取り組んでいるところである。

市の産業構造は、平野部ではアルミニウム、橋梁・建築建材、工作機械等を中心とした製造業、山間部では建設業や観光産業などサービス業が産業の中心となっており、事業所の9割以上が中小企業である。近年事業所数が減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、市の独自の取り組みとして「南砺市中小企業・小規模事業者振興基本条例」を制定し、市内の中小企業・小規模事業者の支援に力を入れているところである。引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、市内中小企業の先端設備等の導入を促すことで、各企業の労働生産性の向上を推進し、さらなる地域経済の発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

南砺市の産業は、製造業、農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に

定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

南砺市の産業は、市街地、農村地域、山間地域と広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は南砺市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

南砺市の産業は、製造業、農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を越えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入促進計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。